

# 第 1 6 8 号 答 申

## 第 1 審査会の結論

名古屋市人事委員会（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となる行政文書を非公開とした決定は、妥当でないので取り消し、これを公開すべきである。

## 第 2 審査請求に至る経過

- 1 平成25年 8月26日、審査請求人は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、平成25年度名古屋市職員採用試験 1類行政一般職における、満点である3000点のうちの教養試験、論文試験及び面接試験の配点の公開請求を行った。
- 2 同年 9月 6日、実施機関は、上記の公開請求に対して、採用試験配点（以下「本件対象文書」という。）を特定し、本件対象文書は、本市の職員採用試験のあり方に関わる事項であり、公開することによって、一部の受験者による偏った試験対策を招きかねず、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第 7条第 1項第 5号に該当することを理由として、非公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を審査請求人に通知した。
- 3 同月30日、審査請求人は、本件処分を不服として、名古屋市長に対して審査請求を行った。

## 第 3 審査請求人の主張

- 1 審査請求の趣旨  
本件処分を取り消す、との裁決を求めるものである。
- 2 審査請求の理由  
審査請求人が審査請求書及び反論意見書で主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。
  - (1) 実施機関が非公開の理由としている配点の公開と偏った試験対策との因果関係は不明であり、証明できない。また、第 1次試験と第 2次試験の配点が公開されていることも本件処分の理由と整合しない。教養試験の配点は公表して口述試験の配点は公表しないことについて、別の理由があるとしか考えられない。

(2) 人事院が実施する国家公務員の採用試験においては面接試験の配点が公表されており、当該試験の適正な遂行に支障を及ぼすとは考えられていないことになる。実施機関の見解は国家レベルの見解と相違しており、一般的に認められる公正妥当な非公開理由とは言えない。

(3) 労働基準監督官、国税専門官、航空管制官等の採用試験においては、人事院の採用試験合格後に各官庁による面接は行われず、人事院が採用の可否を最終的に判断していると言える。外務省の実施する外務省専門職員採用試験においても、面接試験を含む第 2 次試験合格後に、採用可否の面接は行われない。

また、実施機関が実施する採用試験においても、形式的には最終合格は成績順に採用候補者名簿に記載されることを意味するものであり、最終合格していながら採用されない場合もありうる。

したがって、国家公務員の採用試験を実施する人事院は採用の可否を最終的には決定しないため、人事院と実施機関では配点の公表について考え方が異なるとの実施機関の主張には正当性がない。

#### 第 4 実施機関の弁明

実施機関の弁明は、おおむね次のとおりである。

1 第 2 次試験の口述試験及び論文試験の配点内訳を公表していないのは、同一の試験段階内の試験科目の配点に差を設けた場合に、受験者がその差に応じて偏った試験対策を行うおそれがあり、採用試験の本旨である、各種の試験を通じて受験者の能力を正確に把握し本市職員としての適性を測ることが困難となりかねないためである。

一方、第 1 次試験及び第 2 次試験の配点を公表しているのは、第 2 次試験の配点が大きいことから、第 1 次試験合格者全員が第 2 次試験の合格可能性があることを明確にするためであり、両試験は段階的に選考を行っていることから、受験生が第 2 次試験に偏重した試験対策をするおそれはない。

2 昨今の採用試験における面接において、民間の教育機関等による過剰な試験対策をしたと思われる受験者が散見される状況の中、すべての試験科目の配点を公開すると、その配点に応じた偏った試験対策にさらに拍車がかかる。

各試験科目は能力測定に欠かせない要素であり、偏った過度な試験対策は、実施機関の採用試験事務の運営に支障をきたす。

3 国家公務員試験において人事院は採用の可否を最終的に判断する機関ではなく、各官庁職員としての適性の測定は各官庁において行うのに対して、実施機関の採用

試験の合格者はその後に別の試験を経ることなく採用されるものであるから、実施機関は本市職員としての適性を総合的に図り、採用の可否を最終的に判断する機関であると言える。人事院と実施機関では、採用試験合格の位置付けが異なるため、両者で配点の公表について考え方が異なることは当然起こりうる。

4 どのような職員を求め、どのような情報を採用試験の受験者に提供するかという判断は、一定程度は採用試験を実施する機関の裁量に委ねられるべきものであり、その裁量の中で各機関が判断していくことが妥当である。20の政令指定都市においても、本市を含む約半分の9市が非公開部分を有しており、配点内訳を公開しないことを妥当と判断している。

## 第5 審査会の判断

### 1 争点

本件対象文書が条例第7条第1項第5号に該当するか否かが争点となっている。

### 2 条例の趣旨等

条例は、第1条で規定しているように地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、行政文書の公開を求める権利を明らかにし、名古屋市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市政に関し市民に説明する責務が全うされるようにし、市民の市政への参加を進め、民主的で公正かつ透明性の高い市政の推進に資することを目的として、制定されたものである。

当審査会は、この条例の原則公開の理念に立って、条例を解釈し、本件事案を判断する。

### 3 名古屋市職員の採用試験について

(1) 実施機関が地方公務員法（昭和25年法律第26号）第17条第3項及び第18条第1項の規定に基づいて実施する競争試験には、職員の任用に関する規則（昭和33年人事委員会規則第1号）第6条第1項に規定する第1類採用試験、第2類採用試験、免許資格職採用試験及び職務経験者採用試験の4種類（以下これらを「職員採用試験」という。）がある。職員採用試験は、同条第2項の規定により、試験区分に応じて実施される。

(2) 実施機関は、平成25年度の第1類採用試験、第2類採用試験及び免許資格職採用試験（以下これらを「本件採用試験」という。）において、試験区分に応じ、第1次試験で教養試験、専門試験等を、第2次試験で論文試験又は作文試験、口述試験等を実施した。

(3) 実施機関は、本件採用試験の実施について周知するため、名古屋市職員採用試験案内（以下「本件試験案内」という。）を作成し、名古屋市市民情報センター、区役所等の市の機関等において広く一般に配布した。本件試験案内は、本市の公式ウェブサイトにおいても閲覧することが可能である。

本件試験案内には、各試験区分別に、第 1 次試験の試験科目別配点、第 2 次試験の合計点及び点数化せず合否判定のみ行う試験科目に関する情報（以下これらを「本件公表情報」という。）が記載されている。

(4) 本件採用試験の最終合格者は、第 1 次試験及び第 2 次試験の合計得点の高い者から順に決定され、実施機関は最終合格者を得点順に任用候補者名簿に登載した。

市長等の各任命権者は、任用候補者名簿に登載された者の中から採用を行うが、本市においては、現在、任用候補者が自ら採用を辞退する場合を除いて、原則全員を採用している。

#### 4 本件対象文書について

本件対象文書には、本件採用試験の第 1 次試験の試験科目別配点及び合計点、第 2 次試験の試験科目別配点及び合計点並びに第 1 次試験及び第 2 次試験の合計点を試験区分別に一覧にした表の他、点数化せず合否判定のみ行う試験科目に関する情報が記載されている。

#### 5 条例第 7 条第 1 項第 5 号該当性

(1) 本号は、本市又は国等が行う事務事業の性質、内容に着目し、公正又は適正な行政運営を確保する観点から、非公開情報を定めたものであり、情報を公にすることによる利益と比較衡量し、なお当該事務事業の遂行に支障が生ずるおそれがある場合は、当該情報を非公開とすることを定めたものである。

(2) 本件対象文書は、本件採用試験の配点が記載されていることから、本市が行う事務事業に関する情報に該当することは明らかである。

(3) 次に、本件対象文書を公にすることにより、職員採用試験に関する事務の公正又は適正な遂行に支障を及ぼすか否かについて判断する。

ア 本件対象文書のうち本件公表情報について

(7) 上記 3(3) のとおり、本件公表情報は本件試験案内により、実施機関が既に一般に公表していることから、公にすることにより職員採用試験に関する

事務遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

(イ) したがって、本件対象文書のうち本件公表情報は、条例第 7 条第 1 項第 5 号に該当するとは認められない。

イ 本件対象文書のうち第 1 次試験の合計点並びに第 1 次試験及び第 2 次試験の合計点（以下これらを「各合計点」という。）について

(7) 各合計点は、本件公表情報を用いることで容易に導き出すことができ、実施機関が既に一般に公表しているに等しいと認められることから、公にすることにより職員採用試験に関する事務遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

(イ) したがって、本件対象文書のうち各合計点は、条例第 7 条第 1 項第 5 号に該当するとは認められない。

ウ 本件対象文書のうち第 2 次試験の試験科目別配点について

(7) 実施機関は、第 2 次試験の試験科目別配点を公にすることにより、受験者による過度に偏った試験対策を助長し、受験者の能力を正確に把握することが困難となるおそれがあることを理由として、当該情報は非公開とすべきであると主張している。

また、実施機関は、効率的、適正かつ円滑に職員採用試験を運営し、限られた時間の中でより多くの受験者の中から多様な人材を確保するためには、職員採用試験の一部の配点を非公開とすることはやむを得ないとも主張している。

(イ) しかしながら、職員採用試験に臨む受験者にとって、自らが合格するための努力の一環として配点に応じた事前の対策を行うのは当然のことであり、そのような状況の中で、職員としての適性、受験者の能力等を適正に判断していくことは、実施機関に課せられた役割であると考えられる。

(ウ) 条例第 7 条第 1 項第 5 号に規定する本市等の事務事業の遂行に及ぼす支障とは、実質的、具体的であることが必要であり、当該支障が生ずるおそれの程度も、抽象的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が認められるものに限られるところ、本件採用試験の実施状況等に関する当審査会の調査及び実施機関の主張によっても、当該情報を公にすることによる職員採用試験の事務遂行上の支障が実質的、具体的になったとは言えず、実施機関の上記

(ア) の主張のみをもって、第 2 次試験の試験科目別配点を非公開とすることが妥当であると認めることはできない。

(エ) また、本市と同様に地方公務員法に基づいて採用試験を行っている他の政令指定都市の状況を確認したところ、配点を公表している都市もあることが認められる。

(オ) したがって、本件対象文書のうち第 2 次試験の試験科目別配点は、条例第 7 条第 1 項第 5 号に該当するとは認められない。

(4) 以上のことから、本件対象文書は、条例第 7 条第 1 項第 5 号に該当するとは認められない。

6 上記のことから、「第 1 審査会の結論」のように判断する。

#### 第 6 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 経 過
平成25年10月17日	諮問書の受理
10月23日	実施機関に弁明意見書を提出するよう通知
11月18日	実施機関の弁明意見書を受理
11月22日	審査請求人に弁明意見書の写しを送付 併せて、弁明意見書に対する反論があるときは反論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳述申出書を提出するよう通知
平成26年 3月 4日	審査請求人の反論意見書を受理
3月20日 (第160回審査会)	調査審議 実施機関の意見を聴取
4月18日 (第161回審査会)	調査審議
5月16日 (第162回審査会)	調査審議
平成27年 2月13日 (第171回審査会)	調査審議
3月13日	答申